

保護者各位

地域子育て支援課

新型コロナウイルス蔓延防止のため、学校が臨時休校したことにより、放課後ルームを新たに必要とする保護者のため、下記のとおり、受付を開始することにいたしました。保護者が就労等の理由により、家庭で監護できないことが要件となります。つきましては下記のとおりとなりますのでご確認のうえ申請くださいますようお願いいたします。なお、3月まで利用申し込みをしている方は新たに手続きをする必要はありません。

記

- 対象児童** 申請時点で船橋市に住民登録がある児童
- 対象期間** 令和2年3月2日（月）～令和2年3月25日（水）（日曜・祝日はお休みです）
- 利用時間** 8時から19時まで
- 対象要件** 保護者が以下のような理由により、家庭で子どもだけになってしまう児童が対象です。
- ① 就労のため（日曜日を除き、週3日以上又は月12日以上勤務があること）
 - ② 出産のため（出産月をはさんで前後2か月間）
 - ③ 病気や家族の介護
 - ④ 就学のため（就労と同様の日数があること）
- 提出書類** 申請書、就労状況申立書又は就労以外の状況申立書【※就労要件以外の場合に記入】、出席予定表（市のHPに書式があります）
- 利用料** 6,000円（生活保護を受けている世帯等は減免措置がありますので、詳しくはお問い合わせください）。後日納付書払いとなります。
- 昼食等** 昼食用のお弁当と水筒をご持参ください。また、おやつが必要な方はご持参ください。
- 申請場所** 船橋市内児童ホーム（21か所）
- 申請日時** 令和2年2月29日（土）10時から17時まで（メール・FAXでも受付可）
当日の問い合わせは9時から17時まで、地域子育て支援課で対応します。
令和2年3月2日（月）以降は地域子育て支援課で9時から17時まで（メール・FAXでも受付可）。
- その他** 児童や職員に発症が確認された場合は放課後ルームも休所となることがあります。また、蔓延防止のため、ご家庭で監護できる場合はご利用を控えてくださいますようお願いいたします。
- お問い合わせ** 平日9時～17時 地域子育て支援課